（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第七条　第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和四年総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後

附　則

第五条　［略］

２　加入電話・メタルＩＰ電話接続機能に関する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［略］

新接続料規則別表第一の二第二表	［略］	ＩＰ電話用ＤＮＳサーバ	ＤＮＳサーバ	相互接続局に設置するもの
		都道府県区域間伝送路設備	都道府県区域間伝送路設備	共用コアルータ～関門系ルータ間に設置するもの
新接続料規則別表第四の二第二表	［略］	(1)　伊豆大島と本土中継交換機間及び犬石と中継交換局間の伝送路に係るもの 伝送路数×専用線料金単価 (2)　都道府県区域間伝送路に係るもの 都道府県区域間伝送路の最繁時帯域（メタルＩＰ電話に係るものに限る。）×都道府県区域間伝送路設備帯域当たり単価		
新接続料規則別表第五第二表	［略］	都道府県区域間伝送路設備	アナログ・デジタル回線共通部	

改正前

附　則

第五条　［同上］

２　［同上］

［同上］

新接続料規則別表第一の二第二表	［同上］	ＩＰ電話用ＤＮＳサーバ	ＤＮＳサーバ	相互接続局に設置するもの
		単位指定区域間伝送路設備	単位指定区域間伝送路設備	共用コアルータ～関門系ルータ間に設置するもの
新接続料規則別表第四の二第二表	［同上］	(1)　伊豆大島と本土中継交換機間及び犬石と中継交換局間の伝送路に係るもの 伝送路数×専用線料金単価 (2)　単位指定区域間伝送路に係るもの 単位指定区域間伝送路の最繁時帯域（メタルＩＰ電話に係るものに限る。）×単位指定区域間伝送路設備帯域当たり単価		
新接続料規則別表第五第二表	［同上］	単位指定区域間伝送路設備	アナログ・デジタル回線共通部	